

熊本県不良不適格業者排除対策実施要領

(平成12年6月15日監第480号土木部長通知)

(平成27年3月23日一部改正)

(平成28年5月19日一部改正)

(趣旨)

第1条 熊本県が発注する建設工事について、技術力・施工力を有しないペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業等いわゆる不良不適格業者を排除するため、発注者支援データベース・システムの活用及び現場立入点検等からなる不良不適格業者排除対策を実施し、建設工事の適正な施工の確保及び品質の確保等を期し、建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(発注者支援データベース・システムの活用による配置技術者の現場専任制の確認)

第2条 発注者支援データベース・システムを活用して、技術者専任制等の確認を次のとおり行うものとする。

(1) 入札前における確認

一般競争入札及び条件付一般競争入札に付する工事について、入札参加希望者から、あらかじめ、配置予定監理（主任）技術者について説明する書面を提出させるものとする。

また、発注者支援データベース・システムの活用により配置予定監理（主任）技術者の現場専任制を確認するものとする。

(2) 入札後・契約前における確認

一般競争入札及び条件付一般競争入札に付した工事について、発注者支援データベース・システムの活用により落札者の配置予定監理（主任）技術者の現場専任制を確認するものとする。

(3) 契約後における確認

① 全ての工事について、熊本県公共工事請負契約約款（平成8年告示第465号。以下「約款」という。）第10条に基づく通知に、請負者に所属する現場代理人及び主任（監理）技術者であることが確認できる書類の写しを添付させ、所属する者かを確認するものとする。

② 工事1件の契約金額が3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事については、受注時、変更時及び竣工時におけるCORINS登録の有無及び内容を確認するものとする。

当該工事のCORINS登録後、発注者支援データベース・システムの活用により、請負者の配置した監理（主任）技術者の現場専任制等を確認するものとする。

2 その他具体的な手続は、「発注者支援データベースの活用による確認実施要領」によるものとする。

(現場における主任（監理）技術者の専任確認等)

第3条 工事現場において、現場代理人及び主任（監理）技術者の常駐及び専任状況等の確認と施工体制等の実態確認を次のとおり行うものとする。

(1) 現場立入点検の実施

工事1件の契約金額が3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事について、適度な頻度で現場立入点検を行うものとする。

(2) 現場立入点検項目

① 現場の現場代理人及び主任（監理）技術者と約款第10条に基づき通知等された者との同一性と常駐及び専任状況等の確認

ア 現場の現場代理人及び主任（監理）技術者が、約款第10条に基づき通知された者並びにあらかじめ提出を受けた施工体制台帳又は下請報告書に記載された者と同一人であるかを確認するものとする。

イ 請負者に所属する者であるかを確認するものとする。

ウ 工事現場に常駐（現場代理人）又は専任（主任（監理）技術者）で従事している状況にあるかを確認するものとする。

エ 一般競争入札及び条件付一般競争入札に付した工事については、事前に提出された配置予定

監理（主任）技術者と同一人であることを確認するものとする。

② 施工体制等の実態確認

工事1件の契約金額が3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事について、施工体制台帳又は下請報告書を活用して、施工体制の実態等について確認するものとする。

ア 県から直接請け負った工事のうち、下請契約を締結したものについては、施工体制台帳、施工体系図、下請契約書及び再下請負通知書等の備付け状況及び主任（監理）技術者の配置状況等の施工体制を確認するものとする。

イ アのうち、下請に発注した工事1件の金額が30万円以上（建築一式工事については100万円以上）の工事については、加えて下請報告書の備付け状況等を確認するものとする。

2 その他具体的な手続きは、「工事現場立入点検実施要領」によるものとする。

（現場専任制等に違反することが確認された場合の措置）

第4条 各発注機関等は、現場における主任（監理）技術者の専任確認において専任制違反又は不適切な措置が確認された場合は、熊本県公共工事請負契約約款、熊本県工事請負建設業者選定要領及び熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領等に基づき、必要な措置を講じることができるとするものとする。

（工事成績評定への監督状況反映）

第5条 現場代理人及び主任（監理）技術者の技術力及び施工体制については、しゅん工検査等の評価項目となっており、現場立入点検の際の応答等を通じて、主任（監理）技術者の専任状況及び施工体制に不適切な点がある場合には、当該評価項目について厳格な評価を行うものとする。

（暴力団の排除の徹底）

第6条 平成27年3月23日付けで熊本県警察本部との間で行った「建設業等からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき、排除の徹底を図っていくものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年4月1日以降に熊本県と締結した契約に係る工事について適用し、平成27年3月31日までに熊本県と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県不良不適格業者排除対策実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。